

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和2年6月10日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後零時57分

出席議員（10名）

| | | | |
|----|---------|----|--------|
| 議長 | 高橋 実君 | 1番 | 堀本 典明君 |
| 2番 | 佐藤 敦宏君 | 3番 | 佐藤 啓憲君 |
| 4番 | 渡辺 正道君 | 5番 | 高野 匠美君 |
| 6番 | 遠藤 一善君 | 7番 | 安藤 正純君 |
| 8番 | 宇佐神 幸一君 | 9番 | 渡辺 三男君 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | |
|-------------|---------|
| 町長 | 宮本 皓一君 |
| 副町長 | 高橋 保明君 |
| 副町長 | 滝沢 一美君 |
| 教育長 | 岩崎 秀一君 |
| 総務課長 | 林 紀夫君 |
| 企画課長 | 原 田 徳仁君 |
| 税務課長 | 志 賀 智秀君 |
| 福祉課長 | 杉 本 良君 |
| 健康づくり課長 | 遠藤 博生君 |
| 生活環境課長 | 黒澤 真也君 |
| 参事官兼都市整備課長 | 竹原 信也君 |
| 参事官兼生涯学習課長 | 三瓶 清一君 |
| 主幹兼都市整備課長補佐 | 廣田 浩二君 |
| 主幹兼課長補佐 | 猪狩 直恵君 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|-----|---|
| 福祉課課長補佐 | 松 | 本 | 真 | 樹 | 君 |
| 生 活 環 境 課 兼 故 長 課 長 子 補 佐 事 長 原 対 策 力 係 長 | 大 | 館 | 衆 | 司 | 君 |
| 産 業 振 興 課 佐 | 大 | 森 | 研 | 一 | 君 |
| 産 業 振 興 課 長 補 佐 兼 農 業 振 興 係 長 | 畠 | 山 | 信 | 也 | 君 |
| 都 市 整 備 課 课 長 補 佐 兼 管 理 係 長 | 佐 | 藤 | 美 | 津 浩 | 君 |
| 税 課 稅 務 係 課 長 | 伊 | 本 | 和 | 明 | 君 |
| 産 業 振 興 課 長 商 工 觀 光 係 長 | 若 | 松 | 津 | 美 | 君 |
| 福 介 護 福 保 保 保 係 長 | 安 | 藤 | | 崇 | 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 生 涯 学 習 係 長 | 門 | 馬 | | 健 | 君 |

職務のための出席者

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 議 会 事 務 局 長 | 小 | 林 | 元 | 一 |
| 議 会 事 務 係 長 | 猪 | 狩 | 英 | 伸 |
| 議 会 事 務 局 任 | 杉 | 本 | 亜 | 季 |

説明のため出席した者

【1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について】

| | | | | |
|--|---|---|---|-----|
| 環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 務 所 次 長 | 中 | 尾 | 豊 | 君 |
| 環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 務 所 環 境 再 生 ・ 廃 棄 物 質 対 策 部 環 境 再 生 ・ 廃 棄 物 質 対 策 総 括 課 課 長 | 江 | 藤 | 文 | 香 君 |
| 環 境 省 福 島 地 方 環 境 事 務 所 環 境 再 生 ・ 廃 棄 物 質 対 策 部 環 境 再 生 課 課 長 | 高 | 木 | 恒 | 輝 君 |

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境再生
課専門官

篠 崎 さえか 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部放射能
汚染廃棄物対策
課廃棄物処理
施設運用管理室
室長

嶋 田 章 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部放射能
汚染廃棄物対策
課廃棄物処理
施設運用管理室
室長補佐

前 岡 扶 衛 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
長

二 井 幸 徳 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
係長

荻 野 詩 織 君

<随行>

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
専門官

矢 吹 清 美 君

<随行>

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室首席
除染・輸送官
推進

赤 羽 郁 男 君

【2. 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について】

内閣府原子力
災害対策本部
廃炉・汚染水
対策現地事務所
資源エネルギー
庁原子力発電所
事故収束対応室
参考事官

木 野 正 登 君

内閣府原子力
災害対策本部
廃炉・汚染水
対策現地事務所
資源エネルギー
庁原子力発電所
事故収束対応室
係員

佐藤義就君

復興庁福島復興
局原子力災害
現地対策本部
総括班長・広報
班長

師田晃彦君

付議事件

1. 除染・解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
2. 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について
3. 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
4. 事業者向け新型コロナウイルス感染症対策事業について
5. 共生型サポート拠点施設整備事業について
6. アーカイブ施設内展示概要について

その他

1. 特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備について
2. 福島県における復旧・復興事業の進捗状況について

開 会 (午後 零時 5 7 分)

○議長 (高橋 実君) 3分ほど早いですけれども、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名、欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省及び資源エネルギー庁職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に町長より全員協議会招集の内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長 (宮本皓一君) 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について、経済産業省資源エネルギー庁から多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況についての説明を受けるとともに、町からは6月定例会への提出を予定しております条例の一部改正案件の説明といたしまして、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件、新型コロナウイルス感染症対策に関する説明といたしまして、事業者向け新型コロナウイルス感染症対策事業についての1件、有識者及び関係機関と検討を進めてまいりました共生型サポート拠点施設整備に関する基本計画の説明といたしまして、共生型サポート拠点施設整備事業についての1件、令和3年度中の開所を目指し整備を進めておりますアーカイブ施設内展示概要についての1件、その他といたしまして特定復興再生拠点内健康増進施設の整備について、福島県における復旧、復興事業の進捗状況についての2件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省、経済産業省、資源エネルギー庁からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします

○議長 (高橋 実君) ありがとうございました。

次に、環境省を代表して中尾福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中尾次長、お願いします。

○環境省福島地方環境事務所次長 (中尾 豊君) 環境省で福島地方環境事務所で次長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平素から環境省の各種事業につきましては、富岡町議会、富岡町役場の方々ご理解、ご協力いただきまして感謝申し上げたいと思います。本日は、除染解体工事の進捗状況、また復興再生拠点区域における取組状況、中間貯蔵施設への輸送の進捗状況、特定廃棄物埋立処分事業の進捗状況などをご報告させていただければと考えてございます。除染解体の関係では、令和2年3月に夜ノ森駅前が先行解除されたわけでございますけれども、引き続き令和5年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指しまして除染、建物解体にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。また、中間

貯蔵施設への輸送につきましては、今年度は昨年度と同程度輸送することとしてございますが、何よりも安全第一を最優先として引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。また、これから各担当からの報告に先立ちまして、今新型コロナウイルス感染症対応ということが非常に重要な取組となってございますので、一言ご説明させていただければと思います。

福島地方環境事務所で、職員の対策というのはもちろんござりますけれども、3月来受注者に対しまして感染拡大の防止の徹底等を繰り返し要請しているところでございます。幸いこれまでのところ大きな影響が出ることなく事業を継続できているというところでございます。緊急事態宣言が解除された後には、福島県による新型コロナ感染拡大防止対策、こちらが出てございます。知事からのメッセージも出てございます。また、特に環境省関係の事業、建設業ということになるかと思いますけれども、国土交通省から建設業を対象とした感染予防対策ガイドラインというものが出てございますので、これらを踏まえた対策をしっかりとしていただくようにということで、各受注者には依頼をしているところでございます。引き続き気を緩めることなく取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますけれども、拠点区域外につきまして、拠点区域外の帰還困難区域の解除につきまして、最近報道がなされているところでございますけれども、富岡町からは全域の除染解体を行ってほしいという要望を頂いているところでございます。環境省としても、これを重く受け止めているところでございまして、今現時点ですぐにお答えというものを持ち合わせているところではないわけでございますけれども、内閣府を中心に政府全体で拠点区域外の帰還困難区域の対応について検討を進めていければと考えてございますので、ご理解いただければと思います。引き続き町議会、町のご理解、ご協力いただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

付議事件に入る前に、環境省さんも組織変わったでしょうから、職員紹介あれば。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） では、簡単に私からご紹介させていただきます。

環境再生部というところが環境再生・廃棄物部という部がございまして、部の構成は大きくは変えてございませんけれども、その中の課をこの4月1日付で再編をしているところでございます。新しく設けました課としまして、総括課といたしまして環境・再生総括課を設けまして、すみません、恐縮でございます、いつも。総括課を設けまして、その課長に今日同席してございます江藤が着任してございます。これまで解体室を担当してございましたので、皆様にはよくお目にかかっているのではないかと思います。あと環境・再生課と仮置場対策課につきましては、これまでと同じ状況でございます。廃棄物につきましては、汚染廃棄物対策課と減容廃棄物対策課という2課があったところでございますけれども、この汚染廃棄物対策課に課としては1つにいたしまして、その他の業務につきましては室をそれぞれ設けているところでございます。今日特定廃棄物の埋立処分場につきましては、室の名前は変わりましたけれども、引き続き嶋田が着任してございますので、引き続きよろしくお願

いできればと思います。

ちょっと簡略ではございましたけれども、どうぞよろしくお願ひいたします

○議長（高橋 実君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） 環境再生課の高木でございます。まず、私から除染解体工事の状況についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

おめくりいただきまして、1ページです。除染・建物解体状況について、まず除染工事につきましては、夜の森先行地区、またA地区と言われている3ページに地図がありますので、こうしてちょっとご確認いただければと思いますが、これにつきましてはおおむね除染完了といたしまして、次長からの挨拶にもありましたとおり、3月の先行解除におかげさまでつなげることができました。また、B、C地区、南側の地区につきましても、同意取得率も伸びてきてまいりまして、今まさに宅地の森林、道路除染を実施しているところでございます。また、解体工事につきましては、避難指示解除済み区域、こちらもう最後の工事となっておりますけれども、2,900件申請があるうちの2,800件程度終わっております、これの完了に向けて現在取り組んでいるところでございます。また、特定復興再生拠点区域につきましても、順次申請が上がっておりまして、解体もまさに進めているところというところでございます。

2ページにスケジュールを示しておりますけれども、ただいま申し上げましたとおり、除染の先行エリアA地区につきましては、元年度末でめどがつけておりまして、B、C地区につきましても令和2年の秋頃までには面的に終わると。その後、事後モニタリング、フォローアップとつなげていきたいと考えております。前回ご説明差し上げたときに、この辺の事後モニタリングをもう少し早くということでご指摘ありまして、もともと令和3年度からになっておりましたが、そこを何とか前倒しできるように取り組んでやっているところでございます。また、解体工事につきましては、なかなか申請というのが出続けておりますので、どこまでにというのは切りにくいところなのですが、一旦今出ているものにつきましては2年度末でめどをつけて、その後も申請出てくる可能性ありますので、点線で引っ張っているというような状況でございます。

3ページにつきましては、そのA地区、また先行地区というのが赤い地区ですが、赤い地区の先行、また青のA地区、黄色、B地区、緑、C地区という形で区分けをして令和5年春の解除に向けて取り組んでいるというところでございます。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 実君） 二井さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 私からは、令和2年度の中間貯蔵施設への輸送についてご説明します。座ってご説明します。

資料は、4ページ目をお開きください。資料の右下に黄色い枠で囲っておりますが、昨年度は無事計画どおりの400万m³を運ぶことができました。輸送車両につきましては、二、三千台を超える状況でしたが、安全を最優先に進めてきました。特に常磐道における渋滞や事故が懸念される中で、富岡町議員の皆様方のご助言をいただき、輸送の平準化、安全対策等に取り組んだ結果、大きな事故もなく、無事400万m³を運ぶことができました。また、富岡町の……

〔何事か言う人あり〕

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 全体は400万でございます。すみません。県全体では400万ということでございます。富岡町につきましては40万6,000ということで、これにつきましても計画どおり40万6,000を運ぶことができました。改めてお礼申し上げます。令和2年度につきましても、昨年に引き続き同程度の量を輸送するということで、安全を第一で輸送しているところでございます。また、環境省としましては、現在県内に仮置きされてる1,400万m³のうち5月末で約740万m³、約半分を超える除去土壌を既に搬入済みであります。中間貯蔵施設内における施設におきましても、全8工区の受入れ分別、施設、土壌貯蔵施設の全てが運転を開始をしており、順次処理、貯蔵を行っているところでございます。これにより、令和2年度までに県内に仮置きされている除去土壌と一部中通り現場保管ございます。これらも含めまして、おおむね搬入完了に向けて全力で取り組んでおります。引き続きご理解、ご指導をお願いします。富岡町につきましては、5月末で4万5,000と昨年を上回るペースで輸送しております。

5ページ目でございます。国道6号線に近いところから順次輸送しております。松の前、赤坂、深谷の仮置き場から輸送を予定しております。

また、6ページでございます。次のページでございます。毎月の輸送状況をグラフで示しており、中間貯蔵施設も順調に稼働しているところから、下記のとおり昨年を上回る状況となっているところでございます。

また、7ページを御覧ください。仮置き場と車両の通行方向を記載しておりますが、極力1方向での通行をしており、また走行ルール等やそれから支障木等の伐採も行い、危険な箇所には誘導員を配備して引き続き安全な輸送に努めております。

次の8ページ目でございます。今年度の富岡町の国道6号を通過する車両について記載しております。昨年度大熊インターの開通に伴いまして、常磐富川インターからも随時切り替えております。現在では、全体の約1割弱、1日70台程度で富岡インターを利用させていただいております。引き続きご理解をお願いします。国道6号は、楢葉、いわきからの1日20台程度、また県道36号、川内村、いわき市からは日100台程度を輸送しております。なお、県道35号、これいわきのほうからと楢葉から輸送しておりましたが、今年度の輸送はございません。

以上、本年度の輸送状況につきましてご説明しました。引き続き安全第一で輸送してまいります。

○議長（高橋 実君） 嶋田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課廃棄物処理施設運用管理室室長（嶋田 章君） 4月の組織再編で室の名前が変わりまして、所掌範囲も少し変わっておりますが、廃棄物処理施設運営管理室の嶋田と申します。特定廃棄物の埋立処分事業につきましてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

表紙といいますか、めくっていただきまして、ページ番号の9ページになります。特定廃棄物埋立処分事業の最新状況についてでございます。昨年度末までに廃棄物の搬入量としましては、およそ1万7,000袋少々の廃棄物を搬入しております。今年度に入りましても、4月が約4,000袋、5月が3,000袋少々、今月に入りましても1,200袋ということでございまして、大型連休で少し休工期間がございまして、袋数少し減っている部分というのもございますが、おおむねコロナウイルス等々の影響もなく順調に埋立てを進めておるというような状況でございます。

続いて、中段のモニタリングについてでございますが、空間線量率に関しまして搬入開始以降もおおむね緩やかに減少している傾向というのが今も続いてございます。それから、処分施設の全体の推移でございますが、下流側の堰堤につきましては8段目が昨年末の段階で完成をしておりまして、順次埋立てを進めておるというような状況でございます。

そして、印刷の向きが変わりまして大変恐縮でございますが、ちょっと縦向きに資料をしていただきまして、富岡町の皆様へということで、こちらの資料に関しまして、毎年年度の初めに富岡町さんの広報に折り込みをさせていただきまして、その年度1年度間の特定廃棄物の埋立処分事業の見通しについてお知らせをさせていただくというようなチラシといいますか、資料でございますが、今年度に関しまして年度当初新型コロナウイルス感染症の影響等々というのも懸念をされておりましたので、一旦ちょっと配布止めておりまして、しばらくちょっと様子を感染対策しながら様子を見させていただいたところでございますが、おおむね前回2月の全員協議会でご説明申し上げた内容で今のところ進めると判断をいたしまして、予定どおりの内容で書かせていただいております。裏面に令和2年度の埋立処分施設への輸送についてという項目もございますが、おおむね今年度の輸送の予定量としましては5万袋、富岡町の中からの輸送量は深谷国有林内の封入施設からおおむね8,000袋程度を予定をしておるというようなことで書かせていただいております。これは、前回の全員協議会でご説明をさせていただいた内容のとおりでございます。先ほどご説明しました環境モニタリング結果でありますとか前回報告させていただきました公表データの誤り等々についても、付記をさせていただいてございまして、引き続き正確な情報の公開にも努めてまいりたいと考えております。今回資料を特段ご用意しておりませんが、実は新型コロナウイルス感染対策で3月からリップルンふくしまに関しまして、ちょっと臨時に休館を実はさせていただいてございました。ですけれども、緊急事態宣言が解除されていましたとか徐々に移動も再開されつつあるというような状況でございますので、6月

20日、今月20日の土曜日からリプルンふくしまに関しましても開館を再開させていただきたいと考えております。今まさにリプルンのスタッフで感染予防対策に向けた準備でありますとか予約受付なども順次再開をいたしますので、また我々でも十分その感染対策留意してまいりますが、そういった形でもまた情報発信というのを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

先に除染建物解体状況について、1、2、3ページ質疑ございませんか。

6番。

○6番（遠藤一善君） 1ページの除染のところで、夜の森の先行地区とA地区でおおむね面的除染完了と書いてあるのですけれども、下の解体のやつを見ると結構残っているような感じがするのですけれども、特定復興の中は解体が終わらないとそこの除染は終わらないですよね。それでいくとおおむね面的除染というのは、どういう意味合いなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高木君。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） ただいまご指摘いただきましたとおり、拠点区域におきましては解体後除染という流れになっておりますので、A地区においてまだ解体が完了していない部分については除染ができていないというのはご指摘のとおりでございます。ですけれども、それ以外の農地、森林、道路ですとか宅地についても、例えば広い駐車場があってそこだけ除染をしたという、先にやったという場合もありますけれども、そういうものを入れておおむね面的除染完了ということで記載しております。ですので、解体、宅地の解体と解体後除染についてはこれから部分もございますので、この解体工事の下のA地区の申請数、完了数で見ていただければ進捗が分かるかと思いますけれども、引き続きそこはやっていくところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番。

○6番（遠藤一善君） それともう一点なのですけれども、この特定復興の中の解体なのですけれども、どちらかというと特定復興のところは借家とかそういうものも結構もともと多かったのですけれども、こちらと違って完全に入れなかったので、なかなかアパートとかを持っていた人が住民と連絡を取りにくいという話がちょっと聞いているのですけれども、それに伴って解体の申請ができないということが起きているのですけれども、それに対して何かサポートできる、同意取得でサポートできることとかというのはないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高木課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） ご指摘の点については、我々も耳にする事例はございますけれども、解体につきましては申請主義というところで、除染とちょっと違う考え方でやっておりますので、私ども申請を頂いてからアクションをするという

ところになっております。ですので、その前段の部分何か我々でできることがないかというのはちょっと町とも相談しながらちょっと事情をいろいろ把握してみたいとは思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまのご質問でございますが、町といたしましてもそういうアパートの大家さんとかからのご相談がありましたら、町の持っている情報でつなげができるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いします。

以上です。

○議長（高橋 実君） そのほかございませんか、1、2、3ページで。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、中間貯蔵施設への輸送状況で4、5、6、7、8ページでありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということですので、続きまして埋立処分事業の状況について、9、10、11かな。最後の3ページに関してありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わります。

ここで環境省職員の皆さんはご退席願います。

説明の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 1時22分)

再 開 (午後 1時24分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

付議事件2に入る前に、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所を代表して資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室、木野参事官よりご挨拶をいただきたいと思います。

木野参事官お願いします。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご紹介いただきました資源エネルギー庁廃炉・汚染水対策官の木野と申します。よろしくお願いいたします。4月に本議会でALPS処理水についてご説明をさせていただき、様々なご意見を頂いたところでございます。本日2回目の議会でのご説明をさせていただいて、また様々なご意見なり頂ければと思っております。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） それでは、付議事件に入ります。

その前に、木野さん、2名の紹介、職員紹介お願ひします。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） それでは、隣の者を紹介させていただきます。

○議長（高橋 実君） 佐藤君。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室係員（佐藤義就君） 木野と同じく廃炉・汚染水対策現地事務所に勤務しております佐藤と申します。

本日は、お集まりいただきありがとうございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 師田さん。

○復興庁福島復興局原子力災害現地対策本部総括班長・広報班長（師田晃彦君） 同じく現地対策本部の師田でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） それでは、多核種除去設備等の汚染水の取扱いに関する検討状況についての説明をお願いいたします。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） それでは、説明をさせていただきます。着席にて説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。お手元にお配りしてございます資料でございます。クリップ留めでさせていただいております多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況について（補足）という資料に基づきまして、後ろについておりますのは参考資料でございますので、適宜参考させていただきながら説明をさせていただければと思います。また、別にこちらのALPS処理水についてという表題の資料もつけておるかと思いますけれども、こちらは前回説明させていただいたものをベースに様々な関係者の方に今説明に回っている最中ですけれども、なるべくその場で出たご意見、ご質問等を踏まえながら分かりやすく現状等をまとめた資料となっております。こちらは、ご参考に配付をさせていただいてございます。

戻りまして、先ほどの補足の資料で説明をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。めくっていただきまして、1つ目でございます。①、トリチウムの減衰についてという表題の資料でございます。よろしいでしょうか。先生からご質問があった1つ目でございます。ALPS処理水を例えばタンクで200年、300年貯蔵すれば減衰によってトリチウム濃度が雨水程度と同様になるのではないかと。雨水と同様のレベルになってから処分すればよいのではないかというご意見がございまし

た。真ん中にある表を御覧いただければと思います。トリチウムの半減期は12.3年でございます。また、現在の平均のALPS処理水の濃度の平均は73万ベクレルです。これを計算していきますと、この曲線のとおり、大体200年程度たてば雨水と同じようなレベルの濃度にはなります。ただ、一方、当然この200年、300年、また汚染水も増え続けていきます。これらを貯蔵していくタンクというのも必要になるということでございまして、その敷地含めて考えていかなければいけないというような問題点もあるということでございます。

続きまして、2点目です。めくっていただきまして、②、帰還困難区域での貯蔵についてという表題のところでございます。ALPS処理水を帰還困難区域に保管できないのかといったようなご質問ございました。こちら、その下に書いてございます。まず、敷地外での搬出時の課題というところでございます。法令に準拠した移送設備がまず必要になります。例えばですけれども、パイプラインで移送する場合には、そのパイプラインを囲むいわゆる防護施設、フェンスなどといったような設備が必要になりますし、車両や船舶で移送をする場合ということであれば、4トン程度が入る容器を車両や船舶に積載して運搬することになりますし、放射性物質を運搬するという手続、所外運搬手続といったようなものが必要になります。また、移送先までの移送ルートとなる自治体に対しての理解を得る必要もございますし、漏えいリスクというのもも可能性としてはございます。また、敷地外で保管をするといったようなところについての課題は、まず法令に準拠したような事業の許可、要は敷地外で保管するというための事業の許可が必要になりますし、上記と同様でございますけれども、保管先での自治体の同意が必要になるということで、やはり様々な調整が発生をするということになります。したがって、相当の時間調整が必要にならうかと考えているということでございます。

③、めくっていただきまして、次でございます。ALPS処理水の性状についてというところでございます。処理水の中にトリチウム以外の放射性物質がどの程度入っているのかといったようなご質問もございました。各タンク群ごとの放射性物質の濃度がどうなっているかといったようなご質問もありました。委員会の資料なんかで詳細な物質ごとの濃度等もお示しさせていただいておりますが、非常に大部にわたりますので、ここでは割愛をさせていただいておりますけれども、こちらグラフで御覧いただくと分かりますが、青い点線で囲った部分です。いわゆる72%の処理水の水がやはり告示濃度と、いわゆる処分をしていい濃度の基準を超えた水になってございます。それぞれのレベルごとに分別してございますけれども、72%の水がまだ基準を満足していないという状態でございます。したがって、下に書いてございますが、2次処理するといったような方法で処分をするという決定をした際には、2次処理もしっかりやっていくということでございます。

4つ目でございます。トリチウムの生体影響についてのご質問等もございました。詳しくは、後ろの添付の2つ目にトリチウムの生体影響についての関係参考資料というものを添付をしてございます。こちらをめくって、この参考資料、④のトリチウムの生体影響についてという参考資料を御覧いただけますでしょうか。委員会の中でもトリチウムの生体影響についての専門家の方からの論文等の

ご紹介もさせていただいております。めくってまず1つ目がALPS小委員会の第11回の資料3の1ということでつけております。トリチウム水及びトリチウム化合物の生態影響についてということで、こちらは茨城大学の田内教授の説明資料でございます。トリチウムの生物影響について従来から研究をしている方の資料であります。これを全て説明すると時間が相当かかってしまいますけれども、要はやはり放射性物質である以上影響はゼロではないということと放射性物質の濃度によって生物への影響というのはやはり変わる。逆に、基準値以内のトリチウムであれば生態への影響は見られていないというのが結論になっているという資料であります。それが1つ目で、しばらくめくっていただきますと、次に19ページ目という後にもう一つ出てきます資料3の3というトリチウムの生態影響に関する報告書についてと2018年11月30日のものでございます。これめくっていただきますと、目次というのが出てきて、UNSCEARというところ2016年の報告書、カナダのCNSCという原子力機関の報告書などなどが出てまいります。UNSCEARの報告書など中身は、これもまた大部にわたるので、一応掲載させていただいておりますけれども、やはりトリチウムについての影響は、高濃度でなければ生体的影響は見られていないというのが世界の共通した認識であるということでございます。詳細は、後ろに掲載してございますので、説明は割愛いたしますが、そういうことでございます。

本体の資料に戻っていただいて、④のトリチウムの生体影響についての様々な論文などを掲載させて、参考させていただいているということでございます。

前回我々のほうで頂いたご意見、ご質問に対してのお答えということで説明させていただきました。これに限らず、また本日もご意見、ご質問等ございましたらいただければありがたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。①のトリチウムの減衰について先に質問お受けいたします。

7番。

○7番（安藤正純君） ページ少ないからちょっと全体でやらせてもらっていいですか。構いませんね。3点ほど質問します。

1点は、前回4月7日の全協のときに木野参事官は、漁協に対して関係者のオーケーなくして強引なやり方をしないと発言されています。それは、漁協だけなのですか、それとも今公聴会を開いていいる例えば関係自治体、こういったところももし海への放出とか水蒸気放出とかこういうやり方は強引だから、少し自然減衰を待つたらどうだとか、そういう意見出ても国は次の段階に無理やり進まないということでおろしいのでしょうか。それが1点。

あと2点、この今の説明でトリチウムの減衰について、私は100年くらいで大体250分の1くらいになりますので、WHOの基準とか、あと200年も行けば雨水と同じレベルとかかなり下がります。やはり環境に対する影響と風評被害を考えた場合に、どちらにもいいのは私は長期保管だと思っている

のです。ただ、その長期保管に対して調整が難しいと。いろんなところと調整しなければならないと言っているのだけれども、国が調整するのを面倒がっていたのではこれ何にもできないし、一般の人間が調整するわけではないから、こういう大事な問題は複雑な問題入ってくるのこれ当たり前だから、だから難しいという言葉はどうなのかなと思います。やる気があるかないか、そこが問題だと思います。

あともう一点、3点目は、国連の報告書によると、これ今日の今日なのですけれども、今新型コロナ、こういったことで大変なときにこれを結論を急ぐことはどうなのかというようなことが報道で載っていたのだけれども、やはり公聴会終わったら次の段階に進みますよと、そういう強引なやり方をしてくるのかどうか。

この3点お願いします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございました。

まず、1点目でございます。関係者の理解なくしていかなる処分も行わないということでございます。こちらは、サブドレンの放水が決まる際に、経済産業省、国から漁連に対して回答をした要望書に対する回答があります。そこで、失礼しました。ちょっとお待ちください。回答の中でこう申し上げております。国は、処理水について関係者の理解なくして関係者の、漁業関係者を含む関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしにはいかなる処分も行いませんと約束をしてございます。したがいまして、我々としてはこの約束を守るということで、漁業関係者等の理解なくしては処分を行わないということでございます。

それから、2点目でございます。長期保管についてのご意見でございました。先ほど申し上げたように、やはり調整に関係自治体とか様々な調整に相当な時間を要すると考えてございます。もちろん方針がまだ決定はされておりません。どう処分するかについての方針が決定されてございませんけれども、その方針が決定された際には、我々決してやるべきことをしっかりとやっていくというスタンスでございまして、例えば長期保管についての決定をするということがあれば、それについてしっかりと努力をしていくというスタンスに変わりはないと思ってございます。

3点目、本日の報道でもございました。国連特別報告者による報道、このコロナ危機が収束し、関係者との協議が終わるまで延期すべき旨の報告書が出たということでございます。こちらご指摘の報道については承知をしておりまして、この国連の特別報告者というのは人権理事会から個人の資格で任命され、独立の専門家でありまして、この特別報告者の見解が国連やその機関である人権理事会としての見解ではないとまずは申し上げさせていただいておりますという前提ではございますけれども、当然政府としましては関係者の様々なご意見を今伺っている最中でございます。そのご意見を踏まえた上で責任を持って処分方針を立てていくということではございます。したがって、こういった

個人の特別報告者という方のご見解ではございますが、国として諸外国に対しても引き続き十分な説明をしつつ、関係者のご意見も踏まえながら処理水の方針について国として決定をしていきたいというスタンスでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 木野さん、質問とちょっと回答がずれているのだけれども、そのずれているのは、1番目の関係者の理解なくして強引にやらないというところで、私は今公聴をやっている周辺の自治体、この自治体も漁連のように関係者に入るのですかということは、そもそもお尋ねしていると思うのだけれども、なぜかというと、結局ガス抜きだったりアリバイづくりのためにこういうことを何回もやるのではなくて、出たことをきっちり斟酌して、結局全体的に反対の意見が強ければ、100%はないと思うから、例えば7割、8割海へは駄目だよというようなことが多ければ、その自治体の意見も漁連と同じように関係者として酌み取ってもらえるのかという質問です。

あとは2番目は、方針が決定すれば、それは迷うことなく努力する。これでいいと思います。やはり決まったら面倒だということを言わないで、これはきっちりやってください。

あと3番目の国連に関しては、今機関の発表ではなくて個人の報告書の発表だと。ただ、諸外国は、日本国内と違ってやっぱり見る目が違うから、自分の国で原子力発電所があってトリチウムを海に放出している国でさえ日本の魚産物を買わないとかそういうふうなのが現状だから、やはりこれは無視できない発言なのかなと思うので、その辺は今の木野さんの答弁で私はいいのかなとは思いますけれども、無視はしないでください。

この1番目の答弁、これもう少し詳細に入ってください。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 再度のご意見ありがとうございます。

すみません、この場でちょっと関係される自治体が関係者に入るかどうかちょっと解釈については申し上げられないところではございますけれども、プロセスとして様々な関係者の方のご意見を伺うということに変わりはございませんので、皆様の今日のご意見、また先日のご意見も含めてしっかりと総合的に判断をさせていただきということでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 私の意見は、先ほども申しましたけれども、長期保管です。100年以上を長期保管してもう自然減衰です、薄めるのではない。自然減衰して、それで海への放出、これが私の考えです。これは、木野さんに、これ3回目だから、確認なのだけれども、このように公聴会を開いて意見を集約して何ら答えを出さないまま次の段階に移るとそういうことはやらないと。強引に、聞き取りは終わりました、国はこう方針決めました、その方針と今まで聞いてきた内容がかみ合ってい

ないと何のための意見交換だったかこれ分からなくなるので、ちゃんと聞いたことを反映させた方針にして、強引に前に進まないということは約束できますか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 先ほども申し上げたとおり、関係者の理解を得た上でしっかりと判断をしてプロセスを進めていきたいということでございまして、強引にというよりは関係者の理解を得るべくしっかりと努力をしていくということだと思っております。

○議長（高橋 実君） ①、そのほかありますか。

6番、遠藤議員。

○6番（遠藤一善君） 風評被害のところでちょっとお聞きしたいのですけれども、①のところでも最終的に回答のところでどういうことをしようが風評被害などの社会的な影響が検討は必要となるということは、多分一番大きな問題はこの風評被害の部分だと思うのです。農産物とか食べ物に関しては、報告が出ているのですけれども、今富岡一生懸命戻って来てもらうことをしているのですけれども、一番のネックというか課題が小さな子供の子育てとかそういうところなのですけれども、それがいわゆる風評ですから、今的人体的なところとかそういうところも含めて理解してくれている親はこちらにいるのですけれども、そうではない親はリスクが少しでもあれば来ないと。そういう意味での風評被害が非常に強い中で、やはりこの処分の方法というのは、非常にこの風評を生むことがあるのです。今7番議員さんの中にも漁協の話がよく出ていたのですけれども、やはりそちらだけではない風評があるので、その辺に関してどうこれから説明をしていったりとか考えていくのか、どういうスタンスなのかちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。

まさしく処分の方法を決定して、もちろん直接の関係者に対する風評対策というのもございますし、おっしゃるとおり例えば地元自治体とか、それからいわゆる間接的に例えば影響を受ける方々への風評対策というのも当然あってしかるべきだと思っております。風評対策まだ具体的にまとめ切っているものではございませんけれども、例えばその直接の生産者以外への風評対策、これもしっかりと講じていくということで対策を考えていきたいと思っております。こういったご意見を頂くことで、国としてしっかりと様々な方への風評対策も講じるべきというご意見誠にありがたいご意見でございまして、こちらとしてもそれをしっかりとテーブルにのせて検討させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤議員。

○6番（遠藤一善君） 一番肝心な物ではなくて人の風評、人の気持ちの風評のところがなかなか出てこなかつたのですけれども、やっぱり今国もイノベーションコーストとかいろいろなことで実際

20年、30年先ということもあるのですけれども、やっぱりその20年、30年先にはこの中にも例えればためておいても出続けると。でも、ということはイコール仮にこれを海に放出したら流し続けるということになるわけですよね。そうしたならば、ずっと風評は続くわけです。やっぱりそれをどう解決していくのか。やっぱり考えの中には、流すということと保管するということがあるわけで、その保管の方法が本当に今ここに言っていること以外に方法はないのかというところまで詰めたりとかはしているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 仮にということでおっしゃった処分を続ける限り風評が続くというのも当然あり得る話だと思います。したがって、その風評対策というのもやはり長期にわたる対策が必要になるという可能性も十分あると思ってございます。したがって、そういう場合も含めしっかりと十分な風評対策を講じるべく考えてまいりたいということで考えております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤議員。

○6番（遠藤一善君） 考え方のスタンスの違いかとは思うのですけれども、風評を対策で補うというだけではなくて、風評が一番少なくて済む方法というような方法が今となってはそちらが重要ではないかなと思うのですけれども、そういう方向で考えていくというのも必要になってきているのではない、時期的に。いろんなほかのところの報道を読むと、そう思うのですけれども、そういう方向でもう一度ちょっと少し考える。風評を一番少なくする方法はどうなのかということを考えるというスタンスはないでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） これは、専門家の2月に出た報告書でも専門家からちゃんと指摘をされておりまして、風評が発生するという前提だけれども、風評をいかに抑えるか、風評をしっかりと抑えるような対策をしっかりと講ずべきだとそれは専門家からも言われております。したがって、我々国としては、風評をしっかりと抑えるような、要は効果的な対策を講じるということで考えているということでございます。

○議長（高橋 実君） 2時まで5分間暫時休議します。

休 議 (午後 1時55分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

①に引き続きあれば。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

前回も質問させていただいたところではあるのですけれども、保管につきましてあと2年ぐらいで満杯と、敷地内での保管については満杯になるということで、海洋放出と水蒸気放出の2つが候補に挙がっているということであります。こちら関係者の理解をなくしては実施しないということでお話がありましたが、この2年間の間で関係者、関係者が誰かというのは申し上げられないということだったのですけれども、その2年間でどちらかの方法で理解が得られるのかというところと海洋放出、水蒸気放出以外にたくさんの関係者から今までお話を伺ってきていると思うのですけれども、ほかの方法等は検討されていないのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ありがとうございます。

専門家からの報告書で処分をする場合には、海洋放出か水蒸気放出ということが現実的であると言われてございます。今までご意見を伺ってきた中で、当然長期保管に対するご意見などもございました。我々こういった決してすぐ何か処分をすると決めたわけではありませんで、処分する場合にはその2通りであるけれども、長期保管といったことも含めて検討の土台に乗せて政府として総合的に判断をすることでおざいますので、決して処分ありきだということではないかというのがお答えだと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤教宏君） 長期保管も検討の一つということありましたけれども、2年後にはいっぱいになると。多少の余裕はあるという説明を前回されたのですけれども、その余裕もどれだけもつかが分からぬというところで敷地外への搬出等の検討もされるのは、課題が多いということだったのですけれども、余裕があるスペースまで食い潰したときに長期保管というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 議員ご指摘のタンクの余裕というのも当然検討していくわけでございますけれども、なかなか今仮定の質問でその余裕も全て食い潰した場合についてどうするかという点についてのお答えは持ち合わせておりませんけれども、様々な状況を踏まえて我々として判断をしていきたいということしか今ちょっとお答えできなくて申し訳ないのですけれども。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

様々な方法を検討していただく中で、課題として難しいかもしれないけれども、敷地外への搬出して保管するとか、そういうものの、様々な方法を検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ②番に入っていますので、2番も含めて質問ある方。

9番、渡辺議員。

○9番（渡辺三男君） 先ほど東京電力さんにもお願いしたのですけれども、どうも国は海洋放出に傾いて動いているような状況にしか見えないのです。今安藤議員、佐藤議員が質問しましたが、回答がちょっと違うような気するのですが、といいますのは、例えばタンクを新たに作って100年、200年、300年保管するとなれば、それは土地の購入も必要でしょうし、第一原発内には敷地がないわけですから、隣接の敷地を買い受けたり、あと法令に基づいて放射能汚染物質を置くようないろんな法律に基づいて許可も必要だと思うのです。そういうものを取得するのに、国だから国がいいと言えばすぐにオーケーの書類は出すよと言うのか、それとも民間と同じく順序よく国に提出して許可を頂くまでは半年とか1年かかりますよね。そういうことを踏まえれば、海洋放出とか蒸気にして上に飛ばす、その検討をしているうちに別な検討状況も動き始めなければならないと思うのです。そうしないと第一原発の敷地内を食い潰した後で、ではその法律に基づいた許可申請しましょうとなつていった場合には当然間に合わないのだろうと思うのです、私は。それがそっちの方向では全然動いていないということは、もうまざまざと見え見えで海洋放出に走っているとしか見えないのです。その辺はどう考えているのですか。そっちの方向の検討委員会しかやっていないですよね、実際。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） ご意見ありがとうございます。

前回も含めて説明させていただいたのは、専門家、小委員会の報告書に基づいて処分をするということであれば大気放出か海洋放出の2通りだということでございます。また、その小委員会の報告書の中にも書いてございますけれども、敷地は限定的ではあるけれども、デブリを取り出したものの仮の保管場所とかも含めて敷地の有効利用活用を徹底するべきだということも報告書で言われてございます。したがって、決して処分だけが前提というわけではなくて、先ほど別の議員のご質問もありました。タンクの増設の余地も含めて様々なご意見を聞きながら検討してまいりることでございまして、決して処分だけが検討の俎上に上っているということではないということでご理解いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺議員。

○9番（渡辺三男君） 言っていることは理解できるのですが、タンクを作つてそこに敷地内が満杯になってそれ以上は無理だよというまで2年くらいの余裕があるということですので、では例えば国の考えがタンクの保管に進んでいった場合に、敷地の購入とか許可申請とかどのくらいの期間必要なですか。敷地の購入は、相手がいるからどれだけかかるかちょっと分からぬと思いますけれども、その許可申請の部分でどのくらいかかる、必要なのですか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） まず、説明前回もさせていただいたのですけれども、2年後にいっぱいになるのは現在計画している137万トンのタンクの容量が2年後にいっぱいになると。137万トンのタンクを今、今年の末までに建設する計画でございます。それは、敷地全てを使い果たすということではなくて、それ以上にまだタンクの増設の余地も限定的ではあるがあるという、全くもうなくなるということではないというのが前提でございまして、そうすると今後の判断によりますが、タンクをさらに増設するという判断もあり得るべしなわけです。そうすると、2年後の満杯の期間がもっと先に延びるということでございまして、議員ご指摘のとおり、まだ敷地内にも確保する余裕はあるということがございますということをご理解いただけすると幸いかなと思っております。

〔「それは理解できたけれども、手続するのに大体見通しとしてはや
ればどのくらいかかるの」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策現地事務所資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室参事官（木野正登君） 敷地内にさらにタンクを増設するということであれば手続はそんなに長くはかかるない。敷地外については、まだすみません、やった事例がないので、具体的にどれだけかかるかということは、すみません、お答えを持ち合わせていない状況でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺議員。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。答えを持ち合わせていないということなのですが、やっぱりその辺は万が一のことを考えれば、その辺も大体タイムリミットとしてこのくらい必要だからどの段階で海洋放出もしない、蒸気放出もしないとなれば保管に傾いた場合にどのくらいの日にち必要かくらいはやっぱり出しておいてこういう場できちっと答弁してもらわないと。どうしても2つの方法しか見えていないのです、我々には今。だからこういう質問になってしまいますが、この次こういう機会あるときにはぜひどのくらいは必要だと思いますよくらいは答弁してもらいたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、③、ALPS処理水の性状についてありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、④、トリチウムの生体影響についてありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時12分)

再 開 (午後 2時17分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

次に、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） それでは、付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。説明は、着座でさせていただきます。

それでは、全員協議会資料3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）をご参照ください。本条例案については、昨日開催されました国保運営協議会に諮問し、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容を説明させていただき、6月定例会に上程する予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本条例案は、地方税法施行例の改正及び令和2年度国民健康保険税の税率等の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。地方税法施行例の改正については、条例第2条において基礎課税額に係る課税限度額が医療一般分で61万円から63万円に、介護納付分が16万円から17万円にそれぞれ引き上げられます。また、第23条第1項第2号及び第3号において、低所得者に対する減額の対象となる所得基準についても、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が51万円から52万円に引上げとなります。

次に、国保税の税率変更等の改正については、令和2年度の保険税率等は、医療一般分及び介護納付分については引上げ、後期支援分については据置きとする改正内容となっております。医療一般分については、第3条第5条、第5条の2において、所得割の税率が100分の6.89から100分の7.28に、均等割額が2万8,400円から3万円に、平等割額が1万9,600円から2万円にそれぞれ改められます。介護納付分についても、第8条、第9条の2、第9条の3において、所得割の税率が100分の2.49から100分の2.85に、均等割額が1万200円から1万400円に、平等割額が6,800円から7,000円にそれぞれ改められます。

このほか第23条第1項第1号から第3号においては、軽減世帯における7割、5割、2割の軽減額が特定世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯ごとにそれぞれ改正となります。

以上が本条例案の主な改正内容であります。詳細につきましては主任兼課税係長の伊本よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 課税係長、伊本君。

○税務課課税係長（伊本和明君） では、私から令和2年度国民健康保険税税率算定についてご説明差し上げます。

まず、1の税率設定方針につきましては、今ほど課長よりご説明差し上げたとおりでございます。

続いて、2の必要額につきましては、昨年度と比較いたしますと医療分でマイナス286万4,122円、後期分でマイナス716万4,040円、介護分でマイナス291万3,066円、合計で1,294万1,288円の減となってございます。

続いて、3の課税基礎につきまして、まず医療後期支援分、こちらは国保加入者全員が対象となっているものになります。一番上の段の所得割課税基準額については、前年度と比較いたしますとマイナス6億3,126万9,918円と大きな減となっております。被保険者数については203人の減、世帯数が76世帯の減、軽減対象の世帯は17世帯増、軽減額が120万5,920円の増となってございます。

次のページを御覧ください。続いて、介護納付分になります。こちらは、国保加入者のうち40歳以上が対象となってございます。所得割の課税基準額は、こちらも先ほどと同様マイナス2億7,496万4,934円と大きな減となってございます。被保険者数がマイナス122人、世帯数がマイナス83世帯、軽減世帯もマイナス21世帯で、軽減額がマイナス31万9,940円となってございます。

続いて、4、税率につきましては、左の表が昨年度の税率、右の表が今年度の税率案となってございます。先ほど課長申し上げましたとおり、医療分については引上げ、所得割が7.28、均等割3万円、平等割2万円、後期分につきましては昨年度と同様据置きで、所得割が2.52、均等割が9,800円、平等割が8,800円、介護分につきましては引上げで、所得割が2.85、均等割が1万400円、平等割7,000円となってございます。全体としての1人当たりの調停額といたしましては11万2,741円、662円の増、1世帯当たりといたしまして18万133円で、1,869円の減となっております。令和2年度の保険税率につきましては、必要額が前年度と比較いたしますと1,300万円ほどの減額となってございますが、被保険者の総所得である課税基準額が非常に大きく減少していることによって1人当たりの調定額は増加しております。また、世帯数の減少が被保険者の減少に対して少なかったことから、1世帯当たりとしての調定額は減少してございます。

最後になりますが、今後の国保税の算定につきまして、上位所得層等の一部の被保険者に対する課税、通年課税が再開され4年目となります。多くの被保険者の免除は継続しております。しかし、免除の期間がいつまで継続されるか定かではありません。必要額は減少傾向ではございますが、被保険者数や被保険者の所得の減少が大きいことから単純な税率の引下げとはならず、一部で税率の引上げを行わざるを得ない状況です。町民の負担を少しでも抑えていくために、引き続き医療費の抑制や制度の周知に努める必要があると考えております。

3ページ以降につきましては、算定に基づいた参考資料とあと改正条例案の新旧対照表になります。

私から説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。ご苦労さまでした。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時26分)

再 開 (午後 2時27分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、事業者向け新型コロナウイルス感染症対策事業についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 議員の皆様お疲れさまです。本日は、産業振興課より新型コロナウイルス感染症対策に係る事業についてご説明をさせていただきます。まず、町内での感染防止対策として、町内生活機能の創出を防止することを目的に、町内事業者が実施する感染症対策の取組に対し、1事業者当たり10万円の奨励金を交付するものであります。事業実施に当たりましては、今6月定期議会において補正予算を計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により営業収益が減少している事業者への支援策といたしまして、現行条例であります産業振興貸付基金条例の改正により、全国的な経済危機や大規模な災害等の発生の際に事業継続に要する運転資金を無利子でお貸しできる融資制度を新設し、町内事業者を支援するものであります。

詳細につきましては、担当係長の若松より説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 若松係長。

○産業振興課商工観光係長（若松津美君） ありがとうございます。私から内容を説明いたします。

まず、全員協議会資料4の1を御覧ください。1つ目の対策である新型コロナウイルス感染症対策奨励事業です。この事業は、上段に記載のとおり、町内で生活する町民の利便性が低下しないようにするため、事業者自らが感染拡大防止の対策を講じ、今後の安定事業継続につなげるとともに、対策を行うことで町内で新型コロナを発生させないための町独自事業です。奨励金額は、1事業者につき10万円、申請は1回限りとなっております。対象経費は、従業員のマスク着用や消毒液の設置など新型コロナウイルスの感染予防対策に要するものです。対象事業者は、町内で感染者を出さないという

趣旨から、町内に店舗や事業所を有し、なつかつ町内で継続的に事業を実施している中小企業及び個人事業主で、原則として令和2年7月31日までに商工会へ加入している事業者といたします。給付要件につきましては、申請時点で町内で事業活動を営んでおり、今後も安定した事業活動を継続するために感染防止策を実施している事業者で、かつ町税に滞納がないこととし、申請期限は令和2年8月12日です。なお、この感染症対策奨励事業は、事業者の減収に対する支援ではなく、町内に居住する町民の利便性の低下を防止するために事業者が安定的に事業継続していただくための事業であり、これにより町内で新型コロナを発生させないことを趣旨、目的としております。

続いて、全員協議会資料4の2を御覧ください。こちらは、要項の案です。第1条は、趣旨としまして、町内の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するとともに、町民生活の維持を図るために、町内で新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施する事業者に奨励金を交付すると明記しています。

第2条第1項におきましては、交付対象者について、(1)、町内の事業所等で事業を営み、かつ(2)、今年の7月31日までに富岡町商工会に加入している中小企業者及び小規模企業者で、さらに(3)、新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施しているものの全てを満たすものとなっております。

第2項におきましては、前項の規定にかかわらず、新型コロナ感染対策を継続して実施するものに對しては、奨励金の交付が可能であることを規定します。

第3項では、前2項に該当するものであっても交付対象者から除くものを規定します。

第3条、奨励金の額は、1対象者10万円で、各対象者の申請は1回限りといたします。

次のページを御覧ください。第4条では、交付申請に必要な書類を(1)から(4)とするとともに、申請期限を8月12日とするものです。

第5条は、交付決定及び通知についての規定です。

第6条は、各号に該当する場合には奨励金の返還を命ずることを規定しています。

第7条は、町長が交付決定を受けた者に対して必要な報告や立入検査を行うことができる旨の規定で、第8条にてこの要綱のほかに必要な事項は別に定めるとします。

最後に、附則におきまして、この要綱は交付の日から施行し、今年4月1日から適用するものです。

続きまして、全員協議会資料4の3を御覧ください。新型コロナウイルス感染予防に関わる事業者への支援としまして、産業振興貸付金条例の一部を改正することで、今回のコロナも含め、今後の大規模な経済危機や災害などにより経営の安定に支障が生じた町内事業所に対して無利子で貸付けを行うものです。貸付額は500万円まで、償還期間は据置きで1年を設け、10年以内、無利子ですが、確実な返済を担保するために連帯保証人の設定が必要となります。貸付け対象者は、①から④のいずれかに該当するものです。貸付要件としましては、大規模な経済危機や災害等により売上げが減少した事業者で、かつ①または②のいずれかに該当する事業者、なつかつ全ての町税に未納がないこととなります。

次に、全員協議会資料4の4を御覧ください。産業振興貸付基金条例の一部改正について新旧対照表により説明いたします。第2条、貸付けを受けることができる資格要件を町内に住所を有する個人及び団体から町内に住所を有する個人、町内に住所を有する団体、町内に住所を有する中小企業及び個人事業主、町内に事業所または店舗を有する中小企業及び個人事業のうちに改正いたします。

第4条では、貸付期間を7年以内から10年以内に改正。

第6条、連帯保証人の要件を町内に3年以上引き続き居住していることを、町内に住民登録があることに改正。

第9条、貸付金の利子及び償還の償還期間を融資を受けた日から7年以内を10年以内に改正いたします。

次のページを御覧ください。別表の3の下にその次のページ、4としまして危機連貸付事業を追加いたします。内容については、先ほど説明したとおりですので、ご確認ください。

次に、全員協議会資料4の5を御覧ください。産業振興貸付基金条例の一部を改正する条例（案）の本文となり、こちらも内容は説明したとおりですので、ご確認をお願いします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤教宏君） 1つ確認だったのですが、奨励金のところで1事業者10万円ということなのですけれども、大げさに言って1,000円ぐらいの消毒液を事務所に置いたということでも10万円が支給されるということでおろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今回の趣旨としましては、まずは町内の新型コロナウイルスを感染症を出さないというのが一番の目的でございます。それで、これから対策というよりも、町内では緊急事態宣言のほうが発令されましても事業者の方継続して対策をしながらいろいろと町民のためにお店継続していただいております。そのようなことから、これからも継続していただかないと町民の生活成り立っていきませんので、そういうところで今までやっていただいている、さらにこれからもお願いしたいということで、町内の感染を出さないというような趣旨ですので、そちらの金額については特に確認をいたしません。ということで、10万円の中でできることをそれぞれやっていただいて感染症出さないというようなことでお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） そのほかありませんか。

7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 1事業者10万円なのだけれども、やはり対象経費ということでいっぱいこれマスクとかいろいろ書かれていますけれども、これこういったものに使いましたという領収書を提出

させて、その領収書の上限が10万円までだよと、そのほうがいいのではないのかな。今2番言うように、本当に怪しいなというのも全て10万円というのは、これはないと思う。

それと、あとまたこの対象事業者が令和2年7月31日現在で商工会へ加入しているというそういう縛り、それもちょっとどうなのかなと。加入していなければ駄目なのかということもありますし、あとはやはり富岡町民も今原発被災でいろんなところに避難しながら新しいところで商売をやっているわけで、そういう方々とのバランスはどうなりますか。富岡に戻ってやっている人は、こういうふうにいい思いできますよということをイメージ与えないかな。その辺についてお答えください。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず1点目、10万円について、しっかりと領収書等を添付ということでございますが、まず今回の趣旨としまして、町としてはできるだけ早く事業者の方に10万円ということになりますが、届けて、まずはしっかりと対策をしていただきたいというところで奨励金という形を取っています。今回制度要綱によりますと、領収書等特に求めないものとなっております。しかし、こちらの要綱の中で、現地のほうの立入調査、そういうものが規定されておりますので、その辺については申請書等で取りあえずいろいろと対策の内容書いてもらいますが、町としてもしっかりと現場も確認しながらそちらについては対応していきたいと考えております。

あと2点目の商工会加入の7月31日ということですが、こちらにつきましても商工会を規定したことですが、今回先ほども言いましたが、対策をまずしっかりとやってもらいたい、お金を先に早く届けてやっていただきたいというところです。その中で、町として町内の事業者全てを把握しているわけではありませんので、まずはその商工事業者の方で店舗事業所がある方にお届けをして対策をしていただきたいというところで、そこで7月31日というような日付を設定しております。議会から了解をいただきながら申請書を送るようになりますので、約一月半のところで対応するということですが、その後加入が確認されたものについて町で情報を頂いて8月の申請期限までに処理をお願いしたいということでございます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） まだ残っているの。

滝沢担当副町長。

○副町長（滝沢一美君） 最後の質問ありました外でやられている方々の差があるのではないかといいますか、そういうことだと思いますが、繰り返しになりますが、今回のものは町内からコロナウイルス感染症を出さないということで始めたものでありますて、実際町外でいる方、避難されている方については、買物環境といいますか、例えばモールなんかでも出したと、感染症になったといいますか、そういうようになった場合にはもうモールしか買物環境ないものですから、当然その辺に出されると非常に困るということもありますて、今回は町内事業者に対しての協力といいますか、お願いといいますか、そういうもので奨励金を出すものでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 特に領収証を求めないと言いますけれども、例えば立入りという言葉がありました。立入りしたときに何でこれで10万円なのと思ったときには、それは返してくださいになりますか。

あと最後まで行きますから。商工会へ加入というのが義務づけられているということは、これは一部団体に対する利益供与にならないですか。例えば商工会が事務手続や、委託料払ってやってもらう。

これは、全然私は構わないと思う、その事業の実態を把握するということであれば。ただ、加入を義務づけるということにならまた意味の別ではないの。その辺の考え方ちょっともう一回お願ひします。

あと今モールの話出ました。例えばモールなんかも委託管理料というのでかなりの高額を大和リースというところに払っています。そういうといつぱい、その中に当然私は新型コロナも入ってきて当然だと思います。そのほかにまだ10万円もあげますよでは、これは例えば四倉辺りの工業団地なんかに富岡の業者はかなり入っていますよね。まだ産業団地ができない。まだこっちにお店を出せない。例えば商工会に入っているけれども、事業所がこっちにない、こっちで営業活動できない、いわきでやっている。そういうところは、例えばこの町長が特に認めるもので救うことができるのかどうかもありますけれども、やはり私はこういったものは公平公正で全ての富岡町民が得ることができる利益であるべきだと私は考えますけれども、再度お願ひします。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、10万円ですが、現地確認に行って確認ができなければ戻してもらうのかということですが、こちらについても繰り返しとなってしまいますが、申請書でまず対策についてしっかりと書いてもらうことになっています。その上で現地も確認というか、顔出しをさせていただくこともあります。物の購入だけではないと思いますので、テレワークの推進とかそういうところもありますし、社員の教育、そういうところに使ってもらって結構だと思っております。とにかく町内での、先ほどもモールの話も出ましたが、やはり事業者一体となって感染症対策というのをやらないとどうしても買物環境非常に悪いですので、町民の生活が守れないということで今回の奨励金、町内に限っておりますが、まずは町内を感染症を出さないというところで考えているところでございます。

商工会ですが、今回はあくまでも事業所が把握できなく、町ですぐ出したいというところで商工会というところでお願いをしておりますが、要綱の中で町長が特に認める場合ということで、商工外の方にも出せるところを一応持っておりますので、例えば商工会以外で例えば対策をしっかりといて町で確認が取れるものについては出すことも可能だと思いますので、商工会に縛るというものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

モールでございますが、指定管理料を払ってさらに10万円ということでおよしいでしょうか。指定管理料につきましては、あくまでも大和リースのほうに町から払って管理をしていただいております。そこでモールにつきましては、共有部についての清掃等を行っていますので、そちらで感染症対策の費用は使われております。今回モールでいきますと10万円の対象となるのが大企業3店については対象になりませんので、町内の飲食店、3店舗について該当になってくると思いますので、そちらには交付になりますが、そういう点で二重の支払いということではないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副町長補足ある。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 四倉でとか町外でやられている、商売やられている方につきましては、今後今言われているように、2波、3波と当然来るものと思っております。今回は、町内から出さないというそういう趣旨もございまして、奨励金として支給するわけでございますが、2波、3波のときに町外でやられている業者に対しても前広に検討させていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 私は、ちょっと今の説明を聞いてもやはり急いで急いで急いでと、何かさつきのトリチウム水を2年後の何か話とダブってしまって、何で駆け足でそんなに急いでいるのかな。国だって第1次補正、第2次補正でかなりいろんな企業にいろんな施策というかやっていて、国もやらない、県もやらないであれば富岡町独自にやろうかというそれは理解できます。でも、何でそんなに焦って商工会、商工会加入を義務づけると言ったかと思うと、町長の特別の配慮とか何かで救済できるというように言ってみたり、何かはっきりしないところが多過ぎる。やはりこういうお金にまつわることは、10万円といったら結構でかいです。別にこれ富岡で商売やっていれば構わないというような、何か町税の滞納がないことと書かれていますけれども、そうすると富岡町に個人事業主とか中小企業で法人町民税とか町民税とかそういうふうに税金を納めているところしか駄目だよということもその要件に入ってくるのかな。その辺も含めて、公平性ももう一回お願ひします。

○議長（高橋 実君） 坂本課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 急いでいるということですが、町としては急いで出して対策をしていただきたいというところでございます。これまで感染者一人も出ておりませんが、先ほどから申し上げておりますが、やはり町民生活を支えている買物環境大変厳しいところありますので、町全体としてやっぱり対策していくところで、町としては早く届けて対策をしていただきたいといところでございます。

商工会でございますが、そちら早く出したいというところ、理由ではないのですが、基本的に今町内の事業者の状況を把握しているのが商工会であると思います。そういうことで、やはりそちらの情

報を頂いて、まずは分かるところに届けるというところで商工会の枠をつけておりますが、ただ先ほども言ったように、特別な事情といいますか、商工会以外についても対応は可能ということでございます。

○議長（高橋 実君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今なぜこんなに早く急ぐんだというような話ございました。今議員ご存じのように、今国でやっているいろんな事業につきましてやはり遅いと言われるのが常であります。せめて町は議決になればすぐにでもやれる、予算が通ればすぐにでも申請していただいてやれるというので、スピード感を持って富岡町は、町はやりたいということでの思いで今回こういう提案をさせていただきましたので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 商工会加入者でなければ駄目なのかという話がありました。富岡町が今回コロナ対策として1事業者に10万円というのは、ただそれだけではなくて、産業振興ということも十分その中には含まれております。そういう意味では、商工会加入者ということで線引きをして、そしてそれがなければ私こういうことで自宅でやっていますよと言われても、なかなかそれを選別することができない。そういうことがありますので、その辺はしっかりとご理解をいただきたいと思います。

〔「もう一回いいですか」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 私も今回ちょっと興味ありまして、新型コロナということで一般質問やらせてもらうのですけれども、そういった中でやはり一番新型コロナで大変な思いされているのは、医療機関だったり介護福祉施設だったり、個人なんかで言えば商工会に加盟していない人もいるわけなのです。だから、結局罹患しないためにいろんな努力されてるという方々は、いろんな業種にいるわけなのです。そういった中で、対象者を絞るということは、あなたはいいけれども、あなたは駄目ですよという、理論が入るので、やはり新型コロナに関して苦労されている方は、もし今町長とか今課長が言うように、富岡町から絶対罹患者を出してはいけないのだということであれば、富岡町で働いている方で新型コロナに苦労されている方が全て該当しても私はおかしくないよと、そのように思います。

○議長（高橋 実君） 私から質問します。

今までいろいろ論戦していますけれども、まずは富岡町内から感染者を出さないと。そのためには早く手元にお金を渡して対策してもらいたいと。これで第2弾に国会の補助関係とか今模索していると思うのだけれども、補助とか何かついたら第2弾で町外に富岡の企業関係が避難している人、そこもすくい上げるという考え方で一生懸命やってくれているということでいいのですか。

○副議長（堀本典明君） 課長、どうぞ。

○産業振興課長（坂本隆広君） まずは、町内の対策をしっかりとやらせていただきたいというと

ころであります。町外の支援につきましては、今回の条例改正の融資制度、まず町のものがありますが、基本的には現在国、県でかなり金額も大きい支援もありますので、そちらをご案内はしております。また、今後国でも雇用調整助成金の増額とか、あとは家賃補助が間もなく決定するのかなと思います。そういうものも出てきますので、そういうところはまず基本的には大きい額のものをご案内をして、さらに第2波、第3波ということで、県内が不況というか、また大変な状況になれば、さらに町内、町外にかかわらず事業者の方への支援については再度検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） よろしくお願ひします。終わります。そのほかございませんか。

4番、渡辺議員。

○4番（渡辺正道君） 意見拝聴していてすごく私は、10万円すごくタイムリーな施策だと思って、よろしいことだと。単純なことなのですが、これ予算総額としてどのくらいを想定しているのかというのが1つ。

あと同じく2番の新型コロナウイルス感染予防事業者の融資、貸付金、これも同じく予算総額はどのくらいを想定しているのか。あとまた、これに関しては、国の中企業融資制度とか、その辺との重複しての融資も可能なのか。また、この融資制度に関しては、既に何とかしてほしいなというか、町内事業者、町外事業者かかわらず、住民票のある法人、町民から何とかしてくれみたいな、してほしいみたいな声が大分町にも届いていての制度なのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） まず、奨励金の補正に計上している額ですが、今回商工会の名簿をちょっとお借りしまして130件を予定しております。町内で活動している事業者ということでございますということで1,300万円の補正予算を計上させていただいております。

あと貸付けでございますが、すみません、予算額ですが、貸付金につきましては、町の基金からの融資ということでございますので、今回の補正には上がっておりません。

あと国、県等の融資と重複してということでございますが、こちらについては重複は可能ということでございます。今回条例改正をした趣旨でございますが、現在国、特に国ですが、国でいろいろと助成を行っておりますが、申請をしてもなかなかお金が届かないというような状況があります。そういうことで、まずはそういう状況の中で町でまず500万円までですがお貸しをして、運転資金として営業継続していただきたいというようなところで今回条例を改正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺議員。

○4番（渡辺正道君） 最後の質問ちょっと僕も舌足らずな質問だった。既にこういう町内関連の事業者からこの融資をしていただかないと困っているような状況の個人事業主もしくは法人等が既に相

談を受けているのですかというのが最後の質問です。

○議長（高橋 実君） 課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。今回町に相談いただいているといいますか、国の制度でセーフティーネットというものがありますので、そちらについては今回のコロナで保証協会の保証を100%受けられるというようなことで、保証がありますので、金融機関も貸しやすいというような制度になりますが、そちらで既に町の認定として町内事業者9件から町に認定をしてくださいというような申出があります。町の融資ということではありませんが、国の融資を受けたいということで9件の方に相談しております。今後いろいろと状況変われば、町のこの500万円というのもご相談はいただけるのかと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上をもちまして付議事件4、事業者向け新型コロナウイルス感染症対策事業についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時59分)

再 開 (午後 3時08分)

○議長（高橋 実君） では、2分ほど早いですけれども、全員そろっていますので、再開します。

次に、付議事件5、共生型サポート拠点施設整備事業についての説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） お時間ありがとうございます。福祉課からは、富岡町共生型サポート拠点整備事業について報告させていただきます。当課におきまして、昨年度より福祉分野の有識者らからなる検討委員会を設置、検討を重ね、その意見を参考に町としての基本計画をこのたび策定いたしました。今回その概要版をもってご報告とさせていただきます。また、今後の施設整備におきましては、施工法などの創意工夫を最大限に取り入れられ、工期の短縮も期待できる設計、施工一括発注とした上で、価格や品質面も含め広く提案を求め、その企業の企画力、技術力、機動力などを総合的に判断し選定することができる公募型プロポーザル方式により請負者を選定し、遅滞なく整備を進めてまいりたいと考えております。議会の皆様に対しましては、節目節目で報告をさせていただきますので、ご理解とご協力を願います。

では、基本計画の概要などにつきまして、介護保険係長からご説明させていただきます。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） 着座にて説明させていただきます。

本日は全員協議会資料5、共生型サポート拠点施設整備事業について、共生型サポート拠点整備基本計画（概要版）を基に説明申し上げます。まず、本計画書の目次を御覧ください。本計画では、施設整備に当たりまして、町復興計画における位置づけ、共生型サポート拠点に期待する効果や必要性を確認した後、施設の規模及び立地活用に関する検討、そして施設の運営に係る需要予測を行い、求める施設の概要を整備検討委員会の意見を踏まえまして町計画として示させていただくものでございます。

それでは、資料の17ページを御覧ください。ここでは、段階的な検討を踏まえまして、施設整備に係る基本計画案を示させていただいております。示させていただいた施設概要につきましては、イメージというところでの取扱いのほどをよろしくお願ひいたします。まず、条件といたしまして、施設整備の具体につきましては、トータルサポートセンターと特別養護老人ホームの2施設の併設型を計画しております。構造及び階数につきましては、木造や鉄骨造りなどの構造は指定せず、こちらはプロポ要件にかけたく考えております。平屋建てを計画するものでございます。延べ床面積は、トータルサポートセンターが約1,000平米、特別養護老人ホームが約3,000平米です。それぞれの諸室構成につきましては、トータルサポートセンターは、機能回復室をはじめ多目的ホール、和室と多目的福祉施設として必要な諸室構成を計画しております。特別養護老人ホームは50床といたしまして、構成は多床室として2人部屋2室、個室を46室とします。そのほか特別養護老人ホームとして必要な諸室構成を計画しております。

資料19ページには、建設イメージの鳥瞰図を示させていただきましたので、こちらイメージの下今後整備してまいりたいと考えております。なお、設計及び施工に当たりましては、先日の施設の規模、機能等を必要条件といたしまして、各社より公募型プロポーザル方式により提案を求め最終案を決定してまいります。

改めまして、基本計画書の章建てに従い順次説明をさせていただきます。1ページお戻りいただきまして御覧ください。第1章、施設整備におきましては、資料10行目に当たりますが、富岡町第2次復興計画後期では、5つの政策と15の重点事業を掲げ、富岡町共生型サポート拠点は、政策4）、健康、福祉、教育における取組方針の中の町民が安心して生活できる環境づくりに位置づけ、また重点事業の（11）では心身ともに健康で安心して生活できる医療福祉の充実を実現する施設として期待し、表1のとおり、政策実現に向けた成果目標を示しておるものでございます。本拠点に期待する効果といたしましては、同ページ下から5行目になりますが、様々な背景を持つ町民の方々が自由に分け隔てなく生き生きと交流できるトータルサポートセンターと特別養護老人ホームを併設した施設を整備することで当該施設を中心に町民が安心して生活できる環境づくりの実現が上げられます。なお、本拠点の整備に当たりましては、市街地復興先行ゾーンや再生発展ゾーン、町内介護福祉施設等や医療

施設等の連携を促すハブ機能としての役割を果たすことも期待しておるものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。本拠点の整備の必要性につきましては、こちらに記載させていただきましたとおり、3つの視点、必要性を整理いたしまして、人口、高齢化、障害者等の状況から見た必要性、共生サービス提供事業者向けアンケートから見た必要性、双葉郡における福祉施設等の立地状況から見た必要性を検討し、改めて本拠点の早期整備の必要性をこちらで確認しておるものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。第2章、施設の規模等に関する検討でございますが、条件整理を踏まえた上で、人口、高齢化等の状況、そして次ページでは障害者の状況でございます。5ページで共生サービス実施事業者向けアンケート結果、双葉郡における福祉施設等の立地条件等を検討しまして、施設規模及び機能の基礎とさせていただいたところでございます。

それでは、10ページを御覧ください。第3章、施設の立地箇所に関する検討におきましては、本拠点の望ましい姿や役割を踏まえ、導入機能や活動イメージ、諸室構成等を示しております。トータルサポート施設の導入機能といたしましては、介護予防機能、交流サロン機能、総合相談窓口機能、権利擁護支援機能、栄養改善サービス機能を掲げ、子育て支援機能については今後整備予定の地域交流館にその役割を担い、主に高齢者及び障がい者を対象とした機能建てに整理しております。また、介護保険施設となります特別養護老人ホームのほか、本拠点の全体的な機能としては、非常時は福祉避難所や災害サポートセンターとして機能するよう整備してまいります。資料右側でございます。適地選定でございます。こちらにつきましては、交通アクセスがよく生活拠点から近いというところと関係機関に隣接し、連携が容易に取れる、福祉避難所に指定できる広さを有する町有地というところを選定条件としまして、既存の体育館も併せて活用していくことも可能であることも含め、比較検討の結果、富岡第二小学校跡地に整備することをこちらで整理したものでございます。なお、11ページには、整備候補地の周辺状況を示させていただきました。

続きまして、資料12ページから14ページにかけましては、計画地の法規制や現況、土地利用計画を整理し、14ページの土地利用計画では、令和3年度中の開所を目指すという必要性から、校舎の解体撤去工事の工程の影響を受けず、かつ計画道路を整備せずとも整備可能な校庭側を整備箇所とすることを整理させていただいたものでございます。

続きまして、15ページでは、施設の配置案の検討を行いました。検討案を、複層タイプの合築、そして平屋の合築タイプ、3つ目が複層の分棟タイプ、そして最後が平屋の分棟タイプの4案を比較検討させていただいたものでございます。合築と分棟の別につきましては、一般利用者と要介護高齢入所者ではその活用形態も違い、昨今の新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策の観点からも、その管理上分棟とすることが有効であると判断させていただきました。そして、複層と平屋の別につきましては、高齢者や障がい者が利用することの利便性や事故防止の観点、さらに維持管理コスト削減等の観点からも、複層よりも平屋とするということで判断をさせていただき、分棟平屋建てを本計

画の計画とさせていただきます。

以上から、建築形態につきましては、あくまで参考ではございますが、本計画書のD案を例とした分棟平屋建てとすることを示させていただいております。

次に、16ページを御覧ください。第4章、施設運営に係る需要予測におきましては、需要予測と事業収支予測を示させていただいておりまして、需要予測では居住者数及び高齢化率の予測並びに町内要介護、要支援度別の認定者数の予測から、特別養護老人ホーム初動期のニーズを60人程度と見込みまして、計画入所者数の50人を上回ることをこちらで試算させていただいたものでございます。

次に、17ページを御覧ください。冒頭等の説明にも重複しますが、第5章、基本計画案につきましては、分棟平屋の建築タイプに基づく建築案及び事業費を示させていただき、本計画のまとめとさせていただいたものでございます。なお、先述のとおり、建築の具体につきましては、工期、価格、品質を重視した公募型プロポーザルによる各社からの提案を審査し、その具体を決定してまいります。そのため、具体的なデザインについても、提案により決定することとなりますので、決定となり次第議会の皆様に今説明をさせていただければと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、共生型サポート拠点整備基本計画の概要説明となります。よろしくお願ひいたします。

最後に、資料の工程でございますが、こちら令和2年から3年までの工程を示させていただきました。これより当方で設計と施工を一括して発注する公募をかけまして、まず実施設計の仕上がりは8月中旬頃からの着手が見込まれまして、年内中の完成を目指します。そして、工事につきましては、早ければ年内中の着工を目指しまして、竣工は令和3年の12月までには竣工を迎え、年明け2月ぐらいを目指しての供用開始を進めていければなというところで考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。一括で質疑をお願いします。

1番、堀本議員。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。まず、非常にいい資料を出していただいたなと。今まで最近何かちょっと後々というようなご説明多かった中で、きちんと内容詰められて、その中で、ちょっと全部見ていないので、分かりやすいというかあれなのですが、非常に流れの分かる資料出していただいてすごくよかったです。

2点だけすみません。まず、この分棟ということでいろいろ何か書いてあるのですが、感染症のリスクであるとかそういったところは理解するのですが、やはりお年寄りが使うということで、やはり外を歩いていただくというのは、もちろん屋根はあるのでしょうか、天候であるとか寒いときとかちょっと大変なのかなと思いますので、そのあたりこれから設計になると思いますが、そのあたりのちょっと工夫というか、そういうのが必要かなと思うので、そのあたりのお考えを聞きたいのとあと予算もまだまだ概算であろうとは思いますが、そこそこ大きな費用かかってきますので、このあたり

の内訳も出ておりますが、なるべく削減していただけるようなご努力していただきたいなと思っておるのですが、そのあたりと一緒にお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） ご質問 2 点につき説明申し上げます。

まず、1 点目の高齢者利用につきましての利用のしやすい設計というものにつきましては、今後提案者からの内容も見ながら、より快適な施設にしてまいりたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、2 点目の予算でございますが、大きい予算をつけさせていただいておりますので、そちらは皆様にお示しした金額はあくまでそれ予算の上限という形で、そちらを超えない形で削減に向けて一丸となって進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長。

○福祉課長（杉本 良君） ただいまの回答に補足をさせていただきます。

まず、1 点目の分棟によるお年寄りの対策ですが、こちらは今後プロポーザルを行いますので、そちらの提案でいいものがあればどんどん採用させていただきたいと考えております。なお、検討委員会の中に検討委員の保健、福祉、介護等の知識経験者ということで、現在町内で介護施設運営されています伸生双葉会、それからもともと町内で、福島で再開されていますシニアガーデンをやられていました鈴木さん、それと町が今、泉で高齢者等サポートセンターを委託してございます光美会さん、そちらの方々それぞれ検討委員会に入ってございます。ですので、専門的な立場から老人の方のお散歩コースとかそういう分棟であれば移動が伴うということであれば、そちらの対策等もご意見を頂いていきたいと考えております。

それから、予算の削減なのですが、こちらよその自治体で設計、施工一括発注のプロポーザルをやっているところございます。そちらの提案要件を見ても、コスト削減には十分注意して提案をすることという表現もありますので、我々も審査委員一同その点も注意しながら審査をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8 番、宇佐神議員。

○8 番（宇佐神幸一君） 今回の施設すごく立派な施設と感じます。ただ、今回障がい者に対しても対応されるという形で書いてあるのですが、その施設内容的にどのようにしていくのか、またどういう形に。従来震災前は、障がい者施設民間の施設があったと思うのですけれども、その関係というのはどういう形になるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

障がい者につきましては、現在南プロック、町よりも南のプロックでそれぞれ障がい者の福祉施設

再開されているところがございますが、富岡町並びに富岡町以北つきましては、障がい者のあらゆる施設が今不足しているという状況でございます。今回先ほど申しました検討委員会の中に我々で委託しております基幹相談支援センターふたばという組織がございます。そちらの代表の方もメンバーになっていただいておりますが、その方は双葉郡内の障がい福祉部門の言ってみればプロでございますので、そちらの方にアドバイスいただきながら、今不足しているもの、今後必要とされるようなものをこちらのサポートセンターのほうに付加していきたいと考えてございます。具体的には、何を作るというのまだでございます。

○議長（高橋 実君） そのほかございませんか。

9番、渡辺議員。

○9番（渡辺三男君） 同じような質問になってしまいますが、4パターンのA案からD案まで出ておりますが、当然複層も出ておりますが、平屋が望ましいと思いますので、ぜひどういう案出てくるか分からぬのですが、平屋でご検討いただければ。

それで、平屋の分棟、今なかなか混み合ったところにはなかなか人が入らないような状況が生まれますので、分棟で、ただ管理しにくいという状況が生まれるかと思いますが、今センサーとかカメラとかでそういうものできちっと事務所で管理できるようなシステムもありますので、できるだけそういう形を取れればいいなと思います。

あと配置なのですが、今回は先ほどの説明でグラウンドの部分に造りたいということでしたが、今道路改良なんかもなされて、あの前の道路が宮ノ原線ですか、あの道路にかなりの車が回ってくるような状況が生まれてくるのかなと思うのです。そうした場合に、その道路面からはできるだけ離れたほうがいいのかなと考えると、どうしても校舎の部分がいいのかなと思うのです。向きからいっても、校舎の部分に建つことによって前が広々するし、前に景観のいい植栽でもすればすばらしいものになるのかなと思うのですが、A案、B案出ていますが、これにも。何か状況的に解体が間に合わないとかどうとかという問題が出ているのですか、これ。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の平屋の分棟ということでございますが、こちら議員さんおっしゃいますように非常に年寄りのために我々もいい施設だと思いますので、プロポーザルの要件に平屋建て分棟とするというものを明記した上で提案を募集したいと考えております。

2点目、施設の建設予定地なのですけれども、私どもに小学校の解体の工程が遅れそうだという情報は一切入ってございません。ただ、我々としては、現地の地質調査、それから現況測量等でいち早く我々として入りたかったのですから、平場であるグラウンドということで今回計画させていただきました。また、検討委員のメンバーも平屋で分棟、そしてグラウンドにという意見も数多く出されましたので、そちらも踏まえて今回グラウンドに整備するという計画でまとめさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺議員。

○9番（渡辺三男君） 建物については、平屋の分棟ということでプロポーザル出すということで問題ないかと思うのですが、本来敷地の構造を考えると、建てるべきところはどうしても校舎の部分になるのかなと思うのですが、ただこの案を見ると、共生型サポート拠点の施設で全てを使うという考え方持っていないのかなと。また別な施設も造りたい構想あるのかなと思うのですが、そういう構想あるのであれば別ですけれども、これだけで埋めたいとなれば当然校舎の部分ではないかなと私は思うのですが、別な構想があるとすればお教えください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

福祉課におきましては、ここに付随する施設というのは現時点では考えてございませんが、町の全体計画を担う企画課と今後協議をして、校舎の部分によりよい施設等使っていかなければと考えています。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今議員のおっしゃられたことですが、町としてもまだこれらが青写真になつたわけではありませんけれども、役場から西側に通っている道路を直接そこまで持っていく考えもあります。そして、これらの利用した跡地というか用地、これらを将来的には町の土地でありますから、定住化促進のための事業にも利用していきたいというような考えもございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺議員。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。できれば別な方向性も探りたいということですので、理解をしますが、本来であればやっぱり学校の建屋、建っている部分に造って前植栽などをしてすばらしい建物になるのかなと、そういうふうにすれば。ただ、エリア的に敷地的にも広いですから、その辺は十分グラウンド部分でもそういう構想はできるのかなと思いますので、ぜひ安くて立派な施設造っていただきたいと。このA案からD案までのこの平面なんか見ますと、かなり金の食うような構想を考えているみたいですので、どうしても丸みを帯びた建物なんかはすごい金かかるのです。ただ、見た目は、出来上がって見た目はすばらしいと。すばらしいが金かかったのでは何にもならないものですから、その辺は十分検討課題にしてやっていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。町民の今後の健康福祉、そういったところではすごく安心につながる設備ではないかなと思います。そういった中で、今案の段階でしようけれども、これを運営するといったところを見た場合に、スタッフも結構必要かなと思います。そういった中で、そういう運用に入った場合の検討も一緒にされているかどうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 実君） 安藤係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） 施設の運営に関しましては、先ほど来より申し上げています検討委員会の中には介護保険施設等の実務経験者、事業者様の中もいらっしゃいましたので、整備と併せて運用についても話し合がございまして、今後の必要な人員でありますとかもろもろのものご意見等についてお話をいただいているところでございます。なお、具体について本日お示しができているところではございませんが、その内容を基に今後の運営についてこちらに活用していきたいなと考えております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤議員。

○6番（遠藤一善君） すみません。ちょっと1点だけ、分棟型とかそういう基本計画はこの形でいいと思うのですけれども、ちょっと見ていて、あまりちょっと専門的になり過ぎて申し訳ないのですけれども、スタッフの駐車場とかスタッフの車の出入りとかそういうものとか、あとは各部屋のいろんなことを考えたときに、ちょっとこのスペースだと思っているような自然の空間はできないのではないかなどと思っているのですけれども、そういうところまできちと計画の段階で運用、中の使い方ではなくて、そこにいろんな車が来たりとかいろんな人が来たりとかスタッフの駐車場をどうしたりとかというところまでは詰めてあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

先ほど係長も申しましたが、検討委員会の中で福祉事業者の方も入っていただいておりますので、施設規模と職員規模というのは検討委員会の中で上がっておりまます。その際に、今議員おっしゃるよう、職員駐車場等あとそれから大型のバスで利用者が送り迎えされる場合ということでバスプールなどという話も出ていまして、そういったこともプロポの要件、提案の中で審査をした上で請負事業者に対してもし抜けているようであれば追加で押し込んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、共生型サポート拠点施設整備事業についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 3時39分)

再 開 (午後 3時40分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件6、アーカイブ施設内展示概要についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参考兼生涯学習課長（三瓶清一君） それでは、現在建築工事が進んでおりますアーカイブ施設内の展示概要につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。説明に当たりましては、担当係長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） よろしくお願ひいたします。着座に失礼いたします。

アーカイブ施設の整備が進みつつありますので、進捗のご報告として全員協議会資料6により展示概要を説明させていただきます。建物自体は、昨年11月に着工いたしまして、工事が進んでおります。今のところ新型コロナウイルスの影響等による遅延はない状況でございますので、安全に竣工するまできちっと見守りたいと考えてございます。

最初に、整備の目的についてでございますが、1つは複合災害の風化防止と教訓の発信。もう一つは、富岡町の歴史、文化、地域性を伝えていくための資料保全と発信に努めることを位置づけております。町民の皆様はもとより、外部来訪者を含め幅広い層に効果的に発信したいと考えてございます。その目的を達するための思想といたしまして、残す、守り、つなげる、記録する、学び伝えるの試みを基に、最終的には交流を生み出すと、そういったところを目指しましてそれらを施設の思想として施設整備を進めているところでございます。

続きまして、館内レイアウト、こちらの図面を御覧ください。今申し上げました思想を一つ一つ具現化するに当たりまして、ベースとなる施設の機能について、主に展示部分を説明いたします。まず、エントランスタウンギャラリーという部分ですが、右下の入り口の部分から入りますと青色の部分のエントランス系タウンギャラリーになります。ここでは、導入として施設整備の経緯、目的の紹介により施設整備の意味をきちんと示させていただきます。また、大型ビジョンで町民の経験談などを紹介いたしまして、施設のコンセプトの一つである学び伝えるを演出いたします。そのほか、来場者の意見、コメント、震災時の記憶で伝えたいことなどを記録できるそういった端末やメッセージボックスなどを配置いたしまして、展示内容を含む施設運営の参考とさせていただこうと考えてございます。双方向型にしていきたいと思っております。

続いて、緑色とピンク色の部分でございますが、こちらが展示室となります。緑色の部分では、富岡町の成り立ち、地域の特徴を歴史資料などを使いまして5つのコーナーに分けて紹介いたします。主な内容ですが、なぜ富岡町には官公庁が多くあるのかとかそういった起源や理由の紹介を含めまして、古代以来の政治、文化の拠点性を紹介するゾーンですとか江戸時代以来現在につながる町の成り立ち、農業や漁業、軽工業など富岡を支えてきました諸産業、伝統的なお祭りや教育など文化面、富岡町の戦争の記録から現在までの戦後復興と震災前までの生活の紹介、そういったもので構成してございます。

続きまして、ピンク色の囲みでございます。震災関連資料や復興に向けての試みなどを紹介するゾーンに移ることになりますが、こちらでは保全した被災パトカーですとか様々な時間で止まっている時計、災対本部、災害対策本部の資料、津波被災を受けた富岡駅あるいは原発事故の影響で新しい姿となった夜ノ森駅の前後の資料などを紹介いたします。こちらは、富岡町の震災の影響と原発事故の経験を伝えるという部分でございまして、全町避難中のことでもできるだけ紹介していきたいと考えてございます。特に、当時小学生だった子供さんが書かれた避難手記などを資料として頂戴しておりまして、そういうものの展示を想定してございます。常設展示室に隣接する企画展示室は、震災遺産展示関係を含めまして、定期的なテーマ展を積極的に活用いたしまして、飽きられない工夫、そういうところに努めたいと考えてございます。

最後、右下の開館後の想定事業でございますが、開館後は積極的なソフト事業展開が必要になると想っております。震災以降東北や関東圏の大学から資料収集や資料整理、分析などへのご支援をいただきました。手前みそではございますが、震災当時を物語る資料は量、質ともに充実しつつある部分もございますので、それらを最大限に活用いたしまして、小中学校や高校、大学などとの連携はもとより、県のアーカイブ施設あるいは廃炉資料館、リップルンふくしまなど関係施設との連携を図りながらアーカイブ施設そのものがこの地域の教育資料として活用されるように、また学校教育、災害教育、ホープツーリズムをはじめとした幅広い教育資源化につなげたいと考えてございます。そのほか、子供さんや大人向けの世代を絞った体験事業というソフト事業も検討いたしまして、楽しみに来てくださる層を増やしていかれればと思っております。団体の利用を増やすためにも、県内の高校ですとか各学校に我々職員として営業に行くなどPR活動を早め早めに進めたいと思っておりますので、ご理解をいただけすると幸いでございます。そのほか運営体制ですか方法、名称などは、引き続き府内で議論を進めてまいりまして、年内には決着をできればと、そういうところで考えてございます。

以上、展示内容を大まかに説明申し上げましたが、鋭意整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 整備の目的の中に原子力災害の風化防止とその教訓の発信、継承とありますよね。やはり原子力災害で全町避難になってしまって町がこんなふうになってしまったと。それをやはりこのアーカイブで知らせる必要があると思うのです。例えば震災遺産展示というところを見ると、あまり今まで原発事故起きる前はこんなに豊かな住みやすい町だったというところからやっぱり入ってもらって、原発事故はなぜ起きたか、その辺もきっちり伝えてもらわないと壊れたパトカーとか、何か東日本大震災の津波の被害ばかり伝えたのではこの目的から外れてしまうので、その辺はちゃんと資料がそろっているかどうか。

それが1点と今係長の説明で運営方法はこれから決めていきたいと。ざくばらんに以前ランニングコスト、年間4,000万円と聞いているのだけれども、そういったものはできるだけ縮小して、音声ガイダンスだったり、できるだけ人をかけないようなやり方とか経費をかけないようなやり方をしていかないと将来これが負の遺産になってしまったのでは困るので、その辺の考え方。

この2点お願いします。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ご質問ありがとうございます。

まず、原子力災害の風化を防ぐという観点から今議員からご指摘頂戴しましたけれども、おっしゃられるとおりの部分もございます。ただ、例えば時計一つ取りましても保全までに3年9か月とか4年とかかかっているその時間の経過こそが町内に自由に立ち入れる状況になかったとかそういった部分もきちんと説明していることもありますので、これから資料はまた探しながら、町民の皆さんのお証言も含めて充実させていく必要があると思います。その中で、我々もきちんと勉強し研究しながら的確な発信につながるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

また、運営方法等の話のところからランニングコストのご指摘頂戴しましたが、私どもも省力化を含めまして、なるべくそこのランニングコストに関しては圧縮できるようにきちんと考えてまいりたいと思いますので、またご指導方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 確かに止まった時計とか全町避難で何年も中に入れなかつたとか、そういうものを展示することもそれは大事なのだけれども、私が言いたいのは、教訓とかそういったものを発信する場合にこの原発事故の原因というものがちゃんと明確に事実に基づいて、メルトダウンはいつ頃起つたとか、例えば国会事故調だったり、いろんな政府事故調だったり、そういった文献もあるわけだから、その原因がなくて、こうだった、こうだっただけではなくて、入り口からやはり説明すべきだと思うので、その辺の考え方をもう一度お願いします。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

私どもとしても、きちんとそこの事実の部分を勉強、研究、検証いたしながらパネル等も含め効果的に発信できるように研究を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 東京電力で展示ありますけれども、私もあれ見させてもらって、やはりちょっと深く入っていないなと思うところあって現場で質問もさせてもらったのですけれども、やはりこれだけ町民が被害に遭つた町の町当局ですから、そこは企業の事業者とまた違うので、目線が違うので、その辺はきっちり事実に基づいた発信をしてほしいということをお願いして質問。答弁いいです。

○議長（高橋 実君） そのほか。

6番、遠藤議員。

○6番（遠藤一善君） ちょっと細かいこと聞きたいのですけれども、例えば企画展示室109平米のところに定期的な企画展とありながら、こちらにどんな模型になるか分からぬのですけれども、富岡地区の模型と夜の森地区の模型とかいうふうに置いてあるのですけれども、これ模型を作つてここに置いてしまつたら、それを仕舞うところも必要だし、いろんなものが出てくるのですけれども、何か見ていると、基本的にやっぱりアーカイブ施設なので外から人が来てここを有効に活用してもらつて交流人口も含めて人が多くなることに利用してほしいのですけれども、全然違う展示が同じフロアの中にあって、間仕切りも入つてない、何にも入つてないというか、パーテーションも入つてない状態で声が聞こえてしまつて、それでこっちと向こうで子供たちに例えば来てもらつて何かしてもらつてといつても、声がダブつてしまつて全然内容をどう伝えたいのかというのがよくこの中だと分からぬのですけれども、その辺のシミュレーションというのをきちんとされているのですか。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

まず、企画展示室の部分に例示として書かせていただいている模型ですが、これは今より5年ほど前に町民の皆さんと一緒に神戸大学の協力をいただきまして夜の森地区と富岡地区の模型を作つたことがございます。こちら現在保管しているものなのですけれども、これが合計10平米、1パート1平米ずつのものになっておりまして分割できるものになってございます。現状パース上は入つてございますが、この保管できる収蔵スペースは十分確保していることとこれに限らず移動が可能な展示ケース等も用いながら飽きの来ないように積極的に企画展示をしてまいりたいという趣旨でございますので、ご理解をいただければと思います。

また、展示施設内に関してでございますが、この展示設計のお手伝いをしていただいておる業者さんですけれども、博物館等あるいはこういう交流施設等の設計をずっと今、何か所もやっていただいている方々のご意見を頂戴しながら、声が大きく響くとかそういったところ、大声を出されてしまうとどうしても響く部分はございますが、なるべく相互の邪魔にならないような見方というか観覧の仕方という部分もソフト面できちんと皆様にご協力いただけるように考えてまいりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤議員。

○6番（遠藤一善君） 今これ出てきた資料だけを見ると、ただ来た人にどうぞ見てくださいぐらいの感じのところが非常に受けるのですけれども、やっぱり伝えるということが必要になってくるので、今人はなるべく少なくという話に対して人は少なくしますという話もあったのですけれども、そればかりではなくて、やはり人を来てもらうためには人ととの会話も必要になってくるので、どういうコンセプトでどういう見せ方をして、最終的にここにどうやって人を来てもらうのかというところま

できちつと詰めた内容で進めていただきたいなと思うのですけれども、暗に言われたから人は少なくしますと言って、では人を少なくしたらただ見て帰るだけになってしまふわけですから、そうしたらばそういうことではなくなってしまうので、きちつとその辺も詰めていただきたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

先ほど説明の中でも申し上げましたが、音声ガイダンス等効果的に機械も使いましてそういうシステムに任せられる部分は任せつつ、ペーパー右下の想定事業等ございますので、事業展開を積極的にしていきながら交流拡大という部分も目指してまいりたいと思います。

ご理解方お願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神議員。

○8番（宇佐神幸一君） 今回概要を出していただきて、富岡町は本来こういうところ今までなかつたっていうことと今回すごく期待をしている建物だと思っています。今回震災の前後かなと思ったら、古代まで引っ張ってくるということに対して、すごく聞きたいのは、資料的なものがあるかという問題があると思うのです。富岡は、何回か大火あるから、その点のものが紛失しているものが多いということで、資料をどうやって集めるのかということとあと個人の資料を長期間にわたってお借りするということも出てくると思うのですが、そういうものも考えていらっしゃるのかちょっと。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ご質問ありがとうございます。

まず、古代の資料等でございますが、古代で代表的なのは小浜代遺跡の発掘調査資料がございます。こちらが古代の浜通りの中でも有力な拠点性を持っていたという評価をいただくようなその根拠となる資料が複数出土しておりますので、そういうのですとかあと全国的な文献等も総合的に研究しながら展示できればと考えてございます。また、大火等もございましたけれども、確かにその時代として少ない時代もございますが、そこは周囲、浜通り全体ですとかあるいは県立博物館等の資料もちょっと参考にいたしながらパネル等のフォローをしつつ展示を作っていくればと思ってございます。また、個人の資料をお借りするという部分も震災後に歴史文化等保存プロジェクトチームというチームを立ち上げまして資料収集のご協力いただきてるところではございますが、それをお預かりするときに展示ですかそういったものに活用することは可能でしょうかという確認も紙ベースできちんと取っておりますので、そういうところを丁寧に個人の皆様のご理解もいただきながら個人資料も展示して効果的に伝えていかれればと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神議員。

○8番（宇佐神幸一君） 最後の個人のものについてなのですが、一応お借りということに対して、もし何らかあったら困るので、それに対してのものの対処の仕方、保険に入るとかいろいろあると思

うのですが、そういうのをもちろん考えているのですよね。

○議長（高橋 実君） 係長。

○生涯学習課生涯学習係長（門馬 健君） ありがとうございます。

もちろんお預かりしているものは、今預かった時点での最大できるところまでのリスト化をして、こういったものを町はお預かりしておりますというところで1度書面のほう出させていただいております。こちらの施設の収蔵庫に移した後もきちんと棚の管理、またデータ、紙ベースでの管理というところで適切に管理してまいりたいと考えておりますので、ご理解お願ひいたします。

○議長（高橋 実君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上もちまして付議事件6、アーカイブ施設内展示概要についてを終わります。

説明の入替えのため暫時休議します

休 議 (午後 4時00分)

再 開 (午後 4時01分)

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、その他に入ります。

その1、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についての説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、報告、その他といたしまして特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についてご報告をさせていただきます。着座で失礼いたします。

特に資料はご用意をしておりません。口頭によるご報告をさせていただきたいと思います。特定復興再生拠点区域内健康増進施設につきましては、本年2月の全員協議会におきまして整備スケジュールをお示しさせていただきました。その中で、基本構想等の策定のために検討委員会を立ち上げまして検討を進めるとともに、6月の全員協議会におきまして検討状況の中間報告をし、ご意見などを頂戴した上で再度検討を行いまして、9月の全員協議会におきまして方向性をお示しするということなどを説明をさせていただいたところであります。3月末には第1回目の検討委員会を開催し、委嘱状の交付や現状の説明などを行ったところでありますが、4月以降新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして検討委員会が開催できない状態となっておりまして、そのスケジュールに若干のずれが生じております。今月中には検討委員会を開催し、議論を再開させる予定でおりますが、さきに申し上げました本全員協議会での中間報告ができませんことをおわびさせていただきます。今後につきまして

は、令和5年春としております開館目標に向けまして、全体スケジュールを再調整するとともに、まずは9月の全員協議会におきまして検討委員会の中間報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

健康づくり課のご報告は以上であります。

○議長（高橋 実君） 報告だけね。

○健康づくり課長（遠藤博生君） はい。

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了します。

その他1、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についてを終わります。次回は、説明できるようにお願いしておきます。

○健康づくり課長（遠藤博生君） はい、承知いたしました。

○議長（高橋 実君） 説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 4時03分)

再 開 (午後 4時03分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、その他2、福島県における復旧・復興事業の進捗状況についてであります。県の事業ですので、報告だけということにしてください。答弁できるところはやってもらって構わないけれども、県分だからそこら辺は課長の判断に任せますので。

説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お時間をいただきありがとうございます。

都市整備課からは、復興創生期も今年度が最終年度となることから、所管外ではありますが、町内で実施されております福島県所管の復旧・復興事業の現状についてご報告させていただきます。着座で失礼させていただきます。

全員協議会資料、その他2の1と2の2を御覧ください。資料2の1には、町内における事業箇所の位置を、資料2の2には事業の進捗について、各所管事務所から頂いたものを載せております。

資料2の2の概要となります、①、道路及び河川・海岸事業と②の海岸防災林事業につきましては、富岡海岸地区で減災施設の整備として集中復興期間より継続的に進めている事業であります。また、③の富岡大越線道路改良工事、下千里工区については、今期より工事に着手したところであり、④の小野富岡線道路改築工事、高津戸工区については法線が決定され、今後用地補償が始まる事業であります。次に、⑤の小野富岡線道路改良工事、五枚沢2工区につきましては、改良区間が決定となり、現在路線測量、トンネルの詳細設計を進めている事業であります。なお、詳細につきましては、本資料2の2の各事業ごとのシートでご確認いただければと思います。

都市整備課からは報告は以上であります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いますが、先ほど言ったとおり、県事業なもので、質問しても課長が答弁できる範囲内でしかできませんので、よろしくお願ひしておきます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちましてその他2、福島県における復旧・復興事業の進捗状況についてを終わります。

執行部からその他何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員から何かありますか。

7番、安藤議員。

○7番（安藤正純君） 皆さんにお願いがあるのですが、議会議員と町職員の打合せ、これいろいろなやり方がありまして、カウンターでやられている人、打合せのところでやられている人、中には中に入ってやられている議員もありますけれども、どういうやり方がいいか議会事務局と町とで話し合ってもらいたいと思いまして提案いたします。というのは、やはり町職員の方の机の上には個人情報、こういうものがいっぱいあると思うのです。そこに今まで慣例でつかつかと入っていくのはどうかなと思うので、どういうやり方がいいか話し合ってもらいたいので、そういう場を設けてほしいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 議会事務局長と総務課長にお願いしてちょっと話をして調整してみてください。よろしくお願ひします。

これをもって全員協議会を終わります。

閉会 (午後 4時08分)